

令和3年度
第2回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和3年5月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和３年度第２回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和３年５月１８日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和３年５月２５日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和３年５月２５日 １３時３０分			議 長	山 本 範 夫
	閉 会	令和３年５月２５日 １４時２５分			議 長	山 本 範 夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 １４名 欠 席 ４名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	１	三 浦 美恵子	○	１１	藤 村 勇 三	○
	２	日 戸 重 雄	○	１２	立 柳 優	○
	３	小山田 和 義	○	１３	高 橋 由 則	○
	４	高 橋 正 志	▲	１４	古 川 美枝子	○
	５	國 司 功	○	１５	藤 原 純 子	▲
	６	大 森 直 子	○	１６	松 村 勝 彦	▲
	７	熊 澤 威 人	○	１７	竹 田 和 夫	○
	８			１８	石羽根 正 志	○
	９	菊 田 健 生	▲	１９	山 本 範 夫	○
	１０	中 村 一 彦	△			

遅延：議席番号１０ 中村一彦 １４：０８着席 議案第４号より出席

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 17 番	竹 田 和 夫	議席番号 18 番	石羽根 正 志
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	伊 藤 純 子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 査		
	農地調整係主事	古 川 裕 太		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号4番高橋正志委員、所要のため、議席番号9番菊田健生委員、所要のため議席番号10番中村一彦委員、所要のためですが、後から来るそうです。議席番号15番藤原純子委員、所要のため、議席番号16番松村勝彦委員、所要のため欠席です。以上5名が欠席となります。出席委員は13名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第2回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中13名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、17番 竹田和夫 委員、18番 石羽根正志 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和3年度八幡平市農業委員会第2回総会の会期についてお諮りいたします。

第2回総会の会期は令和3年5月25日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和3年度第2回総会の会期は、令和3年5月25日の1日間と

することに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第3回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の3ページをお開き下さい。第3回運営委員会報告を致します。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、並びに3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和3年5月以降の主な会議、行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、6月10日（木）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和3年度第2回総会についてとなります。本日の第2回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしましたところです。

3項目め。任期満了前集合写真及び懇親会についてとなります。内容について協議を行い、任期満了前集合写真についてはこのページの中ほどに記載したとおり決定され、懇親会については次のページの中ほどに記載したとおり決定されましたが、改めて本日の農業委員会議会の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等はありませんでした。

続きまして、事務局から2件の情報提供を行いました。改めて本日の農業委員会議会の情報提供等で事務局より情報提供を行う事としております。

次のページの左上、6農業委員・推進委員改選の取り組みについてとなります。

1項目め。推進委員候補者の再募集状況の報告 途中経過 及び対策についてとなります。運営委員会を開催する直前までに受け付けた募集状況及び改選スケジュールの説明を行いました。また、再募集の対象となった西根南地区の取り組み状況についての報告が行われました。

2項目め。その他は、特にありませんでした。

なお、再募集の期間が5月14日に終了したことから、最終結果がまとまっておりますので、本日の農業委員会議会の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和3年度第3回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和3年5月25日 運営委員長 会長 山本範夫。

議長（山本会長）

ただ今の「第3回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の7ページをご覧ください。

令和3年4月26日から令和3年5月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧7番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

かた括弧8番ですが、農地転用制限の例外に該当する届出が2件ございます。1件目は農業資材・機具収納施設、いわゆる農作業小屋の建設に際し、一部が農地にはみ出るがための申請です。

2件目ですが、東北電力より架空送電線、いわゆる鉄塔建設に際し、12か所の新規建設と1か所の建替を行います。9ページをご覧ください。現在旧ブータロー村付近、地図でいうとNo1付近の鉄溝あたり、に太陽光パネルが多数設置されております。それを上寄木地区にあります東北電力の変電所、地図でいうとNo43の近くにある発電所の地図記号、まで電気を送電する工事ということで、No1～No12に鉄塔を新規建設、No42～No43のところでNo42を建替える工事を行います。その際にNo6、7、8、12の箇所が農地内に建設、またNo42から43までも農地内を工事するため、今回の制限の例外の申請がきたものになります。

次に、かた括弧9番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は5月14日の金曜日でございます、8件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、2番委員日戸重雄委員、3番委員小山田和義委員、5番委員國司功委員、6番委員大森直子委員の4名でございます。

また、事務局からは伊藤局長と古川主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、

個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 3 件となっております。

申請番号 1、平館第 22 地割 5 田 515 m²を含む 43 筆 32,654 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が田は水稻と牧草を、畑は野菜を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2、荒屋新町 381 田 2,071 m²を含む 4 筆 4,799 m²です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地は今まで譲受人がリンドウを作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3、田頭第 25 地割 135-1 田 422 m²を含む 5 筆 3,011 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻と野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については 3 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 6 番 大森直子 委員に願います。

6 番（大森委員）

6 番 大森直子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、J R 平館駅を中心に約 1.1 k m 以内に点在しております。経営移譲年金受給にかかる親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が田は水稻と牧草を畑は野菜を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番ですが、位置は、J R 荒屋新町駅から南へ約 400m の地点です。親子間の使用貸借

権の設定です。申請地はこれまで、譲受人がリンドウを作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、田頭小学校から北東へ約300mの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻と野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

審議、よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は2件となっております

申請番号1、大更第25地割179-5、畑、480㎡でございます。転用の目的は、一般住宅の建設です。内容は、居宅、駐車場、通路等が計画されております。

申請番号 2、田頭第 8 地割 86-1、畑、186 m²を含む 2 筆、1,643 m²でございます。転用の目的は、資材置場の敷設です。内容は、資材置場、駐車場等が計画されております。

関係資料の 2 ページをご覧ください。

申請番号 1 と 2 ですが、どちらも 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。

例外規定ですが、どちらも集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 6 番 大森直子 委員にお願いします。

6 番（大森委員）

6 番の大森直子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、JR 大更駅から北東へ約 320m の地点です。 転用の目的は、一般住宅の建設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。 申請地は自己所有地であり、農作業の利便性を考慮し選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号 2 番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約 1.2 k m の地点です。 転用の目的は、資材置場の敷設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。 申請地は本社に隣接していることにより資材の管理が容易であること、従業員の通勤における利便性を考慮し選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は2件になります。

申請番号1、平館第30地割16-1、畑、162㎡。

転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。内容は、居宅、駐車場等が計画されております。

申請番号2、石名坂下タ6-1、畑、172㎡。

転用の目的は、売買による駐車場の敷設です。内容は、駐車場が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号2番ですが、申請地から半径300m以内にJR田山駅がある農地で、第3種農地と判断されます。例外規定ですが、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 大森直子 委員にお願いいたします。

6番 (大森委員)

6番の大森直子です。

申請番号1番ですが、位置は平館高等学校から南東へ約900mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、利便性が良く、土地所有者と売買の合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で、第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建

設されることが確認されております。

申請番号２番ですが、位置は JR 田山駅から東へ約 200m の地点です。転用の目的は、売買による駐車場の敷設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、会社のすぐ裏にあり、駐車場に適しているため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、300m 以内に駅がある農地で、第 3 種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 10 ページをご覧ください。今月の申請は、64 件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号 1、大更第 39 地割 177-1、畑、19,054 m²を含む 2 筆 22,710 m²です。

申請番号 2、西根寺田第 8 地割 299、田、1,972 m²です。

申請番号 3、帷子第 1 地割 222-1、田、903 m²を含む 11 筆 11,145 m²です。

申請番号 4、帷子第 16 地割 166、田、582 m²を含む 4 筆 3,592 m²です。

申請番号 5、野駄第 3 地割 396、田、738 m²を含む 14 筆 9,103 m²です。

申請番号 6、野駄第 7 地割 228-1、田、1,003 m²です。

申請番号 7、野駄第 8 地割 222、田、248 m²を含む 8 筆 3,223 m²です。

申請番号 8、赤坂田 123、田、652 m²を含む 2 筆 2,419 m²です。

申請番号 9、新田 110-1、田、2,484 m²です。

申請番号 10、松木田 238-9、田、3,801 m²を含む 2 筆 5,018 m²です。

申請番号 11、大更第 18 地割 342、田、1,284 m²を含む 3 筆 4,313 m²です。

申請番号 12、殿坂下 130-1、田、1,417 m²です。

申請番号 13、小岩井 30-1、田、1,817 m²です。

申請番号 14、沖ノ平 136、田、2,240 m²を含む 2 筆 3,774 m²です。

申請番号 15、沖ノ平 75、田、2,394 m²です。

申請番号 16、長志田 21-1、田、1,580 m²です。

申請番号 17、田中下タ 94-1、田、930 m²を含む 2 筆 2,886 m²です。

申請番号 18、小原道ノ上 58、田、3,182 m²を含む 2 筆 7,164 m²です。

申請番号 19、下タ川原 55、田、2,455 m²です。

申請番号 20、大更第 28 地割 166-1、田、1,759 m²を含む 2 筆 3,731 m²です。

なお、申請番号 7、9、10 は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号 21、平笠第 20 地割 112、田、1,977 m²を含む 2 筆 3,933 m²です。

申請番号 22、松尾第 15 地割 85、田、661 m²を含む 2 筆 2,800 m²です。

申請番号 23、高畑 24、田、3,527 m²を含む 3 筆 5,216 m²です。

申請番号 24、殿坂下 114-1、田、912 m²です。

申請番号 25、平笠第 1 地割 199、田、1,110 m²です。

なお、申請番号 21、22 は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

また、申請番号 25 は共有地の農地につき共有者の同意書が添付されております。

次に、売買による所有権の移転です。

申請番号 26、野駄第 12 地割 192、田、1,737 m²を含む 4 筆 4,589 m²です。

次に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 27、平館第 28 地割 26、田、1,388 m²を含む 5 筆 4,128 m²です。

申請番号 28、平館第 15 地割 99、田、1,989 m²を含む 2 筆 2,165 m²です。

なお今、ご説明した申請番号 27 番と 28 番については、所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号 29、大更第 13 地割 342、田、3,679 m²を含む 2 筆 5,248 m²です。

申請番号 30、田頭第 30 地割 76、田、631 m²を含む 4 筆 6,811 m²です。

申請番号 31、松尾寄木第 1 地割 157、畑、1,385 m²を含む 4 筆 9,968 m²です。

申請番号 32、松尾寄木第 27 地割 193、田、2,166 m²を含む 5 筆 5,375 m²です。

申請番号 33、松尾寄木第 27 地割 189、田、760 m²を含む 4 筆 4,782 m²です。

最後に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号 34、大更第 27 地割 10-1、畑、235 m²を含む 11 筆 10,559.8 m²です。

申請番号 35、平笠第 21 地割 97、田、1,072 m²を含む 3 筆 6,717 m²です。

申請番号 36、荒屋新町 366、田、806 m²です。

申請番号 37、寺志田 283、田、261 m²を含む 4 筆 5,045 m²です。

申請番号 38、清水 132-1、田、1,033 m²を含む 2 筆 1,291 m²です。

申請番号 39、寺志田 342、田、926 m²です。

申請番号 40、寺志田 35-1、田、4,920 m²です。

申請番号 41、寺志田 340、田、946 m²を含む 3 筆 1,864 m²です。

申請番号 42、寺志田 341、田、897 m²です。

申請番号 43、寺志田 358、田、1,266 m²です。

申請番号 44、小柳田 411-1、田、1,242 m²です。

申請番号 45、寺志田 34-1、田、701 m²を含む 3 筆 3,055 m²です。

申請番号 46、小柳田 418-1、田、1,559 m²です。

申請番号 47、清水 189、田、899 m²です。

申請番号 48、荒屋新町 399、田、2,629 m²を含む 5 筆 10,043 m²です。

申請番号 49、呷田 247-1、田、224 m²を含む 4 筆 2,148 m²です。

申請番号 50、荒屋新町 354-1、田、1,615 m²です。

申請番号 51、清水 127-34、田、3,127 m²を含む 3 筆 4,667 m²です。

申請番号 52、荒屋新町 365-1、田、674 m²です。

申請番号 53、小柳田 496、田、581 m²です。

申請番号 54、清水 230-1、田、617 m²を含む 2 筆 1,422 m²です。

申請番号 55、小柳田 423-1、田、1,940 m²を含む 2 筆 3,886 m²です。

申請番号 56、清水 174-1、田、703 m²を含む 3 筆 1,997 m²です。

申請番号 57、小柳田 413-2、田、1,117 m²です。

申請番号 58、小柳田 353-1、田、856 m²を含む 2 筆 2,063 m²です。

申請番号 59、安代寺田 15-1、田、2,848 m²を含む 2 筆 3,803 m²です。

申請番号 60、寺志田 206、田、1,146 m²です。

申請番号 61、荒屋新町 376、田、470 m²を含む 2 筆 1,593 m²です。

申請番号 62、荒屋新町 385、田、730 m²を含む 5 筆 5,827 m²です。

申請番号 63、清水 172、田、822 m²を含む 2 筆 1,174 m²です。

申請番号 64、清水 173、田、656 m²です。

なお、申請番号 47 は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

また、申請番号 36～58、60～64 については前回まで農業経営基盤強化促進法で契約を結んでおりましたが、今回中間管理事業へ貸付を行い、今まで耕作していた担い手へ利用集積する借り換えのような申請農地になります。

申請地の明細については 23 ページから 26 ページまでの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の

各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 6 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 12 番 立柳優 委員の退席を求めます。

（12 番 立柳優 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 6 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより申請番号 6 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 6 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 12 番 立柳優 委員の着席を求めます。

（12 番 立柳優 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 6 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

12 番委員（立柳委員）

はい。

議長（山本会長）

はい、立柳委員。

12 番委員（立柳委員）

12 番の立柳です。

確認ですけど、14 ページの申請番号 21 番ですけど、この方はいろいろと問題のある方ですけど、大丈夫なのでしょうか？

議長（山本会長）

事務局、回答をお願いします。

事務局（高橋主事）

事務局、お答えいたします。申請農地につきましては先週の木曜に現地調査で確認しております。現場は代掻きまでは終わっておりました。また農林課にて営農計画書の申請を確認しました。こちらの箇所はいままで、農業委員会を通さずに耕作をしまして、また所有者は死亡していて相続の関係で難しい箇所だったのですが、現在の経営者と折り合いがついたようで、農業委員会を通じて貸借するということだそうです。よって営農計画書にも申請をしているそうです。以上です。

12 番委員（立柳委員）

この方はほかの箇所は耕作せずに荒れ放題になっている。やはり自分のできる範囲で耕作すべきだ。できないのにどんどん借りていくと、前に借りていたところがおろそかになっていき、貸した方にも迷惑をかけていく。十分に十分に確認をしていくべきだと思う。

議長（山本会長）

これにつきまして、21 番の件につきましては再度検討の余地がありますので、事務局で対応していただきたい。

ほかに質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 6 番を除く議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 6 番を除く議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』
議長（山本会長）

次に、議案第 5 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案 28 ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は 9 件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号 1、大更第 13 地割 342、田、3,679 m²を含む 2 筆 5,248 m²です。

申請番号 2、田頭第 30 地割 77、田、631 m²を含む 4 筆 6,811 m²です。

申請番号 3、松尾寄木第 27 地割 189、田、760 m²を含む 9 筆 10,157 m²です。

申請番号 4、平笠第 21 地割 97、田、1,072 m²を含む 3 筆 6,717 m²です。

申請番号 5、寺志田 35-1、田、4,920 m²を含む 47 筆 54,022 m²です。

申請番号 6、寺志田 34-1、田、701 m²を含む 9 筆 10,357 m²です。

申請番号 7、安代寺田 15-1、田、2,848 m²を含む 2 筆 3,803 m²です。

申請番号 8、松尾寄木第 1 地割 157、畑、1,385 m²を含む 4 筆 9,968 m²です。

申請番号 9、大更第 27 地割 10-1、畑、235 m²を含む 11 筆 10,559.8 m²です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 3 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 18 番 石羽根正志 委員の退席を求めます。

（18 番 石羽根正志 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号３番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号３番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号３番の案件については、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。ここで、議席番号１８番 石羽根正志 委員の着席を求めます。

（１８番 石羽根正志 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号３番を除く議案第５号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号３番を除く議案第５号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号３番を除く議案第５号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成

に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

6 閉会（１４時２５分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和３年度第２回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（伊藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年6月24日

会 長 _____

17番 委 員 _____

18番 委 員 _____

令和 3 年度

第 2 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 3 年 5 月 25 日（火）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 第 3 回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 5 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 5 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
- 6 閉 会